

『建築物石綿含有建材調査者講習（一般）』開催のご案内 <CPDS=15以外・建築・設備施工管理CPD対象>（予定）

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告知）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。

なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

記

1. 開催日時及び場所

日 時	場 所	定員
令和5年7月19日（水） ～7月21日（金） 1日目：8時55分～16時40分 2日目：8時55分～15時30分 3日目：9時00分～10時40分 （8時30分より受付開始）	リファレンス駅東ビル 福岡市博多区博多駅東 1-16-14 3F H-2 会議室 ※地図別紙参照	60名

2. 受講資格

別紙1の【受講資格一覧】をご覧ください

3. 講習の科目及び時間

講習科目			講習時間
1日目	科目1	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
	科目2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
	科目3	石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	科目4	現場調査の実際と留意点	4時間
	科目5	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
3日目		修了考査	1.5時間

【講習一部免除について】

※石綿作業主任者技能講習修了者は、科目1を免除することができますが、今回の講習では全科目受講していただきます。ただし、修了考査では「科目1」が免除となります。

4. 受講申込方法について

- ① 建災防福岡県支部ホームページの予約専用サイトより仮予約してください。
 - ② 仮予約完了後、申込書類をダウンロードして必要事項ご記入の上、申込書類一式を下記送付先までご郵送ください。（有効期限日迄）
 - ③ 下記指定口座へ受講料及びテキスト代のお振込をお願いいたします。（有効期限日迄）
 - ④ 申込完了が確認できた方には2週間前より順次、受講票とテキストをお送りいたします。
- ※有効期限日までに申込完了ができない場合は自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
有効期限日の延長をご希望の方は事務局までお電話くださいますようお願いいたします。

申込書類 一式	① 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）申込書（写真貼付） ② 受講資格に必要な証明書等 ③ 本人確認ができる公的書類の写し（写真がない証明書は2つ以上） ①～③をご郵送ください。
送付先	建設業労働災害防止協会 福岡県支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡建設会館3階 TEL 092-483-5101 FAX 092-483-5103

5. 受講料及び振込先 **【受講料・テキスト代とも10%消費税込】**

	全科目受講者	一部免除者 (石綿作業主任者技能講習修了者)
会 員	40,370 円 (受講料 40,370 円 + テキスト代 0 円)	38,370 円 (受講料 38,370 円 + テキスト代 0 円)
非会員	45,034 円 (受講料 40,370 円 + テキスト代 4,664 円)	43,034 円 (受講料 38,370 円 + テキスト代 4,664 円)
振込先	福岡銀行本店営業部（普通）2002016 建設業労働災害防止協会福岡県支部 【お振込は有効期限日までにお願いいたします】	

6. そ の 他

1. 欠席及び遅刻により受講できなかった場合は、受講料は返還いたしません。
2. ご記入いただきました氏名・生年月日などは、この講習の事業以外では一切使用いたしません。
3. 講習会開始時刻までに必ず出席してください。（遅刻した場合は受講できませんので、ご注意ください）
4. 申込者が少数の場合は、中止することがありますので予めご了承ください。

※【土木施工管理技士会の継続学習制度（CPDS）に登録されている方へ】
講習会終了後、受講証明書を発行致します。CPDSを申請される方は講習会当日必ず『CPDS技術者証』を受付でご提示ください。

別紙1

【受講資格一覧】

受講記号	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法（以下「安衛法」）別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は卒業証明書 及び [実務経験証明A]
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	安衛法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の安衛法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記修了証写し 及び [実務経験証明C]
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	[実務経験証明D]
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	安衛法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	[実務経験証明E]
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	[実務経験証明D]
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記登録証写し 及び [実務経験証明C]

【修了考査について】

1. 修了考査は、3日目に実施します。
試験時間は、90分間、筆記試験（マークシート方式）です。
2. 受講資格で『石綿作業主任者技能講習』修了者は、一部免除対象となるので科目1が免除となります。
3. 修了考査の合格基準
次の①、②の両方を満たした場合
① 受験した各科目の得点が配点の40%以上
② 受験した全科目の合計得点が、満点の60%以上
4. 修了考査に合格された方は、概ね約1週間後に「修了証明書」を交付します。
※「修了証明書」は、テキスト送付先に簡易書留にてお送りいたします。
5. 修了考査に不合格になられた方は、概ね約1週間後に「受講証明書」を交付します。
受講証明書の有効期間内であれば修了考査を再受験することができます。ただし、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。
(他支部、他機関発行の「受講証明書」では、受験することができません。)

※「受講証明書」の有効期間とは、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までとなります。

(例) 令和6年4月に講習を受講して不合格となった場合 ⇒ 有効期限は、令和8年3月31日

6. 修了考査再受験につきましては、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限りお申込みいただけます。日程などにつきましては、当支部ホームページをご覧ください。
修了考査（再受験）の受験料 5,500円（10%消費税込）
「受講証明書」再交付手数料 2,000円（10%消費税込）